

久留米市及び久留米市企業局が発注する建設工事に係る一般競争入札工事発注表の参加資格について

久留米市では、建設業法他、各発注工事等に関連する法律及び「久留米市公共工事の発注方針及び入札手続き」の運用に沿って、工事発注表の参加資格を公表しています。

現在、市が定めている参加資格には、主に次のようなものがあります。

[工事発注表参加資格の主なもの]

参加資格	備考
久留米市競争入札参加有資格者名簿の登載	市内業者が施工可能な工事は原則市内業者へ発注 原則希望業種 1 位
特定建設業許可業者	原則予定価格 9 千万円以上の工事
現場代理人および技術者等の配置・専任	建設業法 建設工事における技術者等の適正な配置のための手引 (現場代理人及び技術者の適正配置に関する要綱)
推進工事技士の配置・専任	地下推進工事を含む工事
石綿作業主任者	労働安全衛生法 石綿等が使用されている建築物、工作物の解体等の作業
特別管理産業廃棄物管理責任者	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 特別管理産業廃棄物の処理
久留米市指定給水装置工事事業者	水道施設工事
特例浄化槽工事事業者	浄化槽法による都道府県知事への届出

※ その他、発注案件に応じ、法律の定めるところにより入札参加資格を定めます。

[その他のもの]

特記仕様書	備考
技能士の配置	管、塗装、防水の各工事の一部